

### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に勤務している、保育士資格を有する者であり、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者が、特例制度（※）により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、大学の受講料等及び受講する幼稚園教諭代替に伴う雇上費の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339596.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm)

#### （１）対象者

- ・保育士資格を有する者であり、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない下記の①または②に勤務する者

①認定こども園

②認定こども園への移行を予定している施設

#### （２）申請者

- ・（１）の①または②の施設

※個人での申請はできませんので、ご注意ください

#### （３）支給要件

- ・下記の①～④を満たしていること

当該年度中に大学で受講を開始していること

②大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状を取得すること

③幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設で１年間以上勤務していること

④代替保育士については、こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下、「対象幼稚園教諭」という。）の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること

#### （４）補助金額

- ①事業の対象となる者１人につき、免許取得に要した経費の２分の１（上限１０万円）
- ②代替幼稚園教諭雇上費　１日当たり 7,440 円